

会計における社会的選択の本質と課題

——メッカーフ・リポートを手掛りとして——

平 松 一 夫

I 序 ——財務会計基準の設定と社会的選択問題

社会的選択問題は、最近急速に会計理論上の研究課題としてその重要性が認識されてきた。これまでのところ、会計学上の諸研究¹⁾は主として経済学者アロー (Kenneth J. Arrow) の古典的業績ともいふべき『社会的選択と個人的評価』²⁾を手掛りとして展開されている。しかし、別稿において指摘したように、それら会計学上の先駆的諸研究には、当然のこととして問題点も多い³⁾。例えば、セン (Amartya Sen) は社会的選択にみられるアグリゲーションを、アグリゲートされるのが個人の利害 (I) か判断 (J) かという区分ならびにアグリゲーションによってえられるのが決定 (D) か厚生判断 (W) かという

-
- 1) 例えば、Joel S. Demski, "Choice among Financial Reporting Alternatives," *The Accounting Review*, 49, No. 2 (April 1974), pp. 221—32. また Barry E. Cushing, "On the Possibility of Optimal Accounting Principles," *The Accounting Review*, 52, No. 2 (April 1977), pp. 308—21参照。
 - 2) Kenneth J. Arrow, *Social Choice and Individual Values*, 2nd ed. (New York : John Wiley & Sons, Inc., 1963). 長名寛明訳『社会的選択と個人的評価』(日本経済新聞社、昭和52年)。
 - 3) 拙稿「会計と社会的選択理論」『企業会計』第30巻第9号(1978年8月) pp. 130—137参照。

区分の組み合わせにより、ID, JD, IW, JW の4つに分類している⁴⁾。委員会決定による社会的選択はこのうちの JD として位置づけられるのであり、有名なアローの一般可能性定理はこの JD には妥当するはずなのである。しかしながら、現実にはアロー流の社会的選択理論にもとづく研究が、会計上の社会的選択問題を解明しえていないとはいえない。このような問題点は、会計上の委員会決定を、センのいうように単に JD として位置づけることにもその原因の一端があるといわなければならないであろう。

そこで、会計学的な観点から社会的選択問題を分析するための分析手法が確立されていない現時点において、さらに問題の究明を進めるためには、まず、会計上の社会的選択の原点に立ち帰り、その本質理解を試みることを肝要であると考え。この目的のために本稿では、現実の財務会計基準の設定に関して、最近アメリカで展開されている論争を手掛りとして、会計上の社会的選択問題がもつ本質的特性を明らかにし、これにもとづいて社会的選択をめぐる会計上の研究課題の位置づけを試みようとするものである。

以下、第2節において、いわゆるメッカーフ・リポートによる FASB 批判を紹介し、第3節では、これに対する FASB の反論を紹介する。そして、この論争を手掛りとして、第4節で会計上の社会的選択問題の本質を明らかにするとともに、今後の研究課題を提示するものである。

II メッカーフ・リポートによる FASB 批判

1. メッカーフ・リポート

われわれは現実にみられる会計上の社会的選択問題の本質を理解するために、アメリカで注目されているいわゆるメッカーフ・リポート (Metcalf Report) とこれに対する各界の反応、特に FASB の反論を、本節と次節において紹介する。周知のようにメッカーフ・リポートは、米国上院の政府活動委員会の中

4) Amartya K. Sen, "Social Choice Theory : A Re-examination," *Econometrica*, 45, No. 1 (January 1977), p. 54 および pp. 81—82参照。また拙稿、前掲論文、p. 136 参照。

の「報告書・会計・経営に関する小委員会」によって1976年12月7日に提出された *The Accounting Establishment: A Staff Study*⁵⁾ と題する報告書であり、小委員会の長であったメッカーフ (Lee Metcalf) 上院議員の名を冠してメッカーフ・リポートと称されているものである。

もともとメッカーフ・リポートが提出されるに至った理由は、近年、企業による悪行や倒産・財務上の行き詰まり等が明らかとなり、しかもそれらが会計実務に起因していると考えられたことに存している⁶⁾。メッカーフ・リポートは会計基準の設定について、特に公的機関である SEC (証券取引委員会) がその権限と責任を私的機関に委譲していること、また大会計事務所が独立性を欠如し大衆保護の精神に欠けていることを強く批判し、連邦政府が大衆所有会社の会計基準を設定することを勧告するものである。

メッカーフ・リポートは各界に極めて大きな反響をひき起こした。特にプライベート・セクターによる会計基準の設定を主張する大会計事務所や FASB によってなされた反論は注目すべきものである。そして1977年4月～6月に開催された公聴会での証言や提出書類は、2,176ページに及ぶ歴大な記録として *Accounting and Auditing Practice and Procedures* (以下『公聴会記録』と呼ぶ) の名のもとに出版された⁷⁾。

アメリカにおける会計上の社会的選択問題は、現実にはこのように会計基準設定をめぐるプライベート・セクター対パブリック・セクターという形で典型的に論じられているのであるが、その本質を理解するために、以下においてわれわれは、FASB に対するメッカーフ・リポートの批判と、これに対する

5) Subcommittee on Reports, Accounting, and Management of the Committee on Government Operations, United States Senate, *The Accounting Establishment: A Staff Study* (U. S. Government Printing Office, 1977). (以下、脚注においてもメッカーフ・リポートと称する。)

6) メッカーフ・リポート、p. III 参照。

7) Committee on Governmental Affairs, *Accounting and Auditing Practices and Procedures: Hearings before the Subcommittee on Reports, Accounting and Management of the Committee on Governmental Affairs, United States Senate* (U. S. Government Printing Office, 1977). (以下『公聴会記録』と呼ぶ。)

FASB の反論をみるものである。

2. SEC と GAAP に対する批判

メッカーフ・リポートは、まず次のように述べて FASB の性質に関するその基本的見解を提示する。「FASB とその私的スポンサーは、FASB の目的と活動を記述する際には FASB が『独立した』団体であることを強調するが、FASB はそのスポンサーである諸集団から独立してはいない。FASB の組織化と運営の方法からして、FASB がそれを創出した諸集団の私的利害に反応することは確実である。FASB について記述するのに『独立した』という用語が継続して用いられたとしても、それは純粹に私的かつ従属的な FASB の性質を決定するところのその組織と資金調達の本質を変更するものではない。」⁸⁾

メッカーフ・リポートによれば、アメリカにおける会計基準設定機関のかかる私的かつ従属的性質は、1938年にSECが発行した会計連続通牒第4号(Accounting Series Release No. 4)によるものとされる。連邦証券法(1933年の証券法、1934年の証券取引法)において表現されている議会の命令は、大衆所有企業によって開示される財務情報等が「ミスリーディングであってはならない」というものであった。一方、連邦証券法を管理運営するために設けられたSECは、大衆所有企業のための会計基準設定の権限を与えられたにもかかわらず、一回の投票によってそれをプライベート・セクターに委ねることを決定したのである。そしてSECは、会計連続通牒第4号で「相当の権威ある支持」(substantial authoritative support)を財務情報に要求することにより「ミスリーディングであってはならない」という連邦証券法の要請を満たそうとしたのである⁹⁾。すなわち、会計連続通牒第4号によればSECに提出される情報は相当の権威ある支持のある会計基準にしたがって作成されなければならない、さもなくば提出された情報は連邦証券法に違反し、ミスリーディン

8) メッカーフ・リポート、p. 130.

9) メッカーフ・リポート、p. 131 参照。

グであるとみなされる、というのである¹⁰⁾。さらにメッカーフ・リポートは、こうした SEC の方針が1973年12月に発行された会計連続通牒第150号によって一段と明確化されたと述べる¹¹⁾。すなわち会計連続通牒第150号は、FASB が相当の権威ある支持をもつものとして SEC によって認められた会計基準設定機関であると指示しているのである¹²⁾。

メッカーフ・リポートは、SEC のかかる方針により、プライベート・セクターが会社経営者の目的に奉仕する会計基準の持続的な展開と適用を自由に行うことができるようになったと批判し¹³⁾、また SEC の採用した「相当の権威ある支持」というテストが曖昧であると批判する¹⁴⁾。周知のように、このテストは「一般に認められた会計原則」(generally accepted accounting principles, 以下 GAAP と呼ぶ) の樹立を通して行われてきたのであるが、メッカーフ・リポートによれば、財務諸表がミスリーディングでないことを保証するような会計基準を提供するために GAAP に依存することから深刻な2つの問題を生じることとなったのである¹⁵⁾。その第一は、同一取引について受容可能な会計代替案が多様であるという問題であり、第二は、大衆に対して最も意味のある情報を提供するような会計基準の選択に関して「一般受容性基準」(general acceptance criterion) が失敗したという問題である。

まず第一の問題である会計代替案の多様性を示すために、メッカーフ・リポートはブリロフ (Abraham J. Briloff) の書物から、通常取引を報告するために用いる会計代替案の数を示した次の表を引用している¹⁶⁾。

10) 会計連続通牒第4号は、メッカーフ・リポート、p. 1432 に収録されている。

11) メッカーフ・リポート、p. 176。

12) 会計連続通牒第150号は、メッカーフ・リポート、pp. 1433—34 に収録されている。

13) メッカーフ・リポート、p. 132。

14) メッカーフ・リポート、p. 134。

15) メッカーフ・リポート、p. 134。

16) メッカーフ・リポート、p. 134. Abraham J. Briloff, *More Debits Than Credits* (New York: Harper & Row, 1976), p. 7.

第1表 メッカーフ・レポートが示す会計代替案の数

取 引	代替案の数
収益の一般的認識時点	3
長期契約にかかる収益の認識時点	2
外部資金運用のなされない年金費用についての会計	2
外部資金運用のなされる年金費用についての会計	3
不動産税および人的財産税の所得への賦課	8
税務対財務会計のくいちがいの取り扱い	3
減価償却方法	4
棚卸方法	5
割引についての会計	2
固定資産の取得	4
固定資産の建設	3
採掘産業における開発費等	3

そしてメッカーフ・レポートは、こうした代替案が同一取引について全く異なる結果を生じるにもかかわらず、大衆所有企業がこれらの中から自由に選択することが認められていると述べるのである¹⁷⁾。

次に第二の問題、すなわち大衆に対して最も意味のある財務情報を提供するのに最適な会計基準の選択に一般受容性基準が失敗したという問題について、メッカーフ・レポートは **GAAP** がどの関係者集団の間で受容されるのかを識別するのが困難であることから問題が生じるとし、さらにほとんどの場合、**GAAP** を受容するのは **AICPA** の基準設定機構を支配し、かつその顧客が、**GAAP** によって影響される大衆所有会社である大会計事務所である、と指摘している¹⁸⁾。そしてメッカーフ・レポートはさらに次のように述べる。「会社の経営者とその監査人によって直ちに受容される会計実務は、財務諸表に表示されている情報に完全に依存して会社の活動を評価せざるをえない人々にとって必ずしも受容しうるものではない。投資家、政府当局、大衆さらには債権者

17) メッカーフ・レポート、p. 134.

18) メッカーフ・レポート、p. 135.

さえも、伝統的に **GAAP** の指示によって会計基準が会社の財務諸表に表れるまでは、会計基準を『一般に受容する』機会を持たなかった¹⁹⁾。

3. **FASB** 体制に対する批判

メッカーフ・リポートは、以上のように **SEC** による「相当の権威ある支持」というテストから派生する諸問題を批判的に論じた上で、さらに **FASB** のスポンサー集団との関係、大衆参加の形態ならびに組織構造にも批判を加えることになる。

まず、**FASB** とそのスポンサー集団との関係についてであるが、**FASB** のスポンサーとしては次の諸集団がある²⁰⁾。

American Institute of Certified Public Accountants (AICPA)

American Accounting Association (AAA)

Financial Analysts Federation

Financial Executives Institute (FEI)

National Association of Accountants (NAA)

そしてメッカーフ・リポートは **FASB** とこれらスポンサー集団との関係について次のように述べている。「**FASB** は **AICPA** によって支配されるような構造になっている。しかし他の4つのスポンサー集団も **FASB** の意思決定プロセスに限定的な参加を認められている。会計基準の決定に強い自己の利害関係をもつ他の私的集団の参加は、**FASB** の発表に対する支持の拡大を意図したものである。他の私的利害集団の参加を認めることは、**FASB** が単に **AICPA** の委員会にすぎないという非難をかわし、かつプライベート・セクター内で会計問題に関して最も影響力のある4つの集団を **FASB** に対する潜在的批判者のリストから取り除くという、二重の目的に役立つのである」²¹⁾。

19) メッカーフ・リポート、p. 135.

20) 1976年10月1日から、**Security Industry Association** もスポンサー集団に加わった。メッカーフ・リポートが作成された時期の関係上、当 **Association** はメッカーフ・リポートの分析には含まれなかったが、このことは分析そのものにはほとんど影響がないとされている。メッカーフ・リポート、p. 135, n. 1 参照。

21) メッカーフ・リポート、pp. 135—36.

さらにメッカーフ・リポートは、会計基準の設定に大衆参加を認める FASB の手続規則に対しても次のように批判を加える。「提案された会計基準の公開草案は、論評を求めるために配布され、また通常、公聴会が開かれる。しかしながら、このような大衆参加の形態は、会計基準に関する実際の意思決定が結果に対して既得権をもつ私的集団によって密室の中で行われるという事実を変えるものではない」²²⁾。また「たとえ論理的には大衆が FASB の提案に論評を加える機会が与えられているとしても、大衆が僅かしか FASB を知らず、また FASB が重要な経済的社会的諸問題に影響をもつことから、社会のさまざまな部分に属する人々が基準設定プロセスに積極的に参加することは、事実上妨げられている」²³⁾。

次に、FASB の組織構造に対するメッカーフ・リポートの批判を理解するための手掛りとして、メッカーフ・リポートに示されている FASB の組織図を第 1 図に掲げる²⁴⁾。

第 1 図から明らかなように、FASB 全体の組織は次の 3 者から構成されている。

FAF (Financial Accounting Foundation : 財務会計財団)

FASB (Financial Accounting Standards Board : 財務会計基準審議会)

FASAC (Financial Accounting Standards Advisory Council : 財務会計基準諮問評議会)

まず、FAF の任務は次のとおりである²⁵⁾。

- ① FASB のメンバーを任命する。

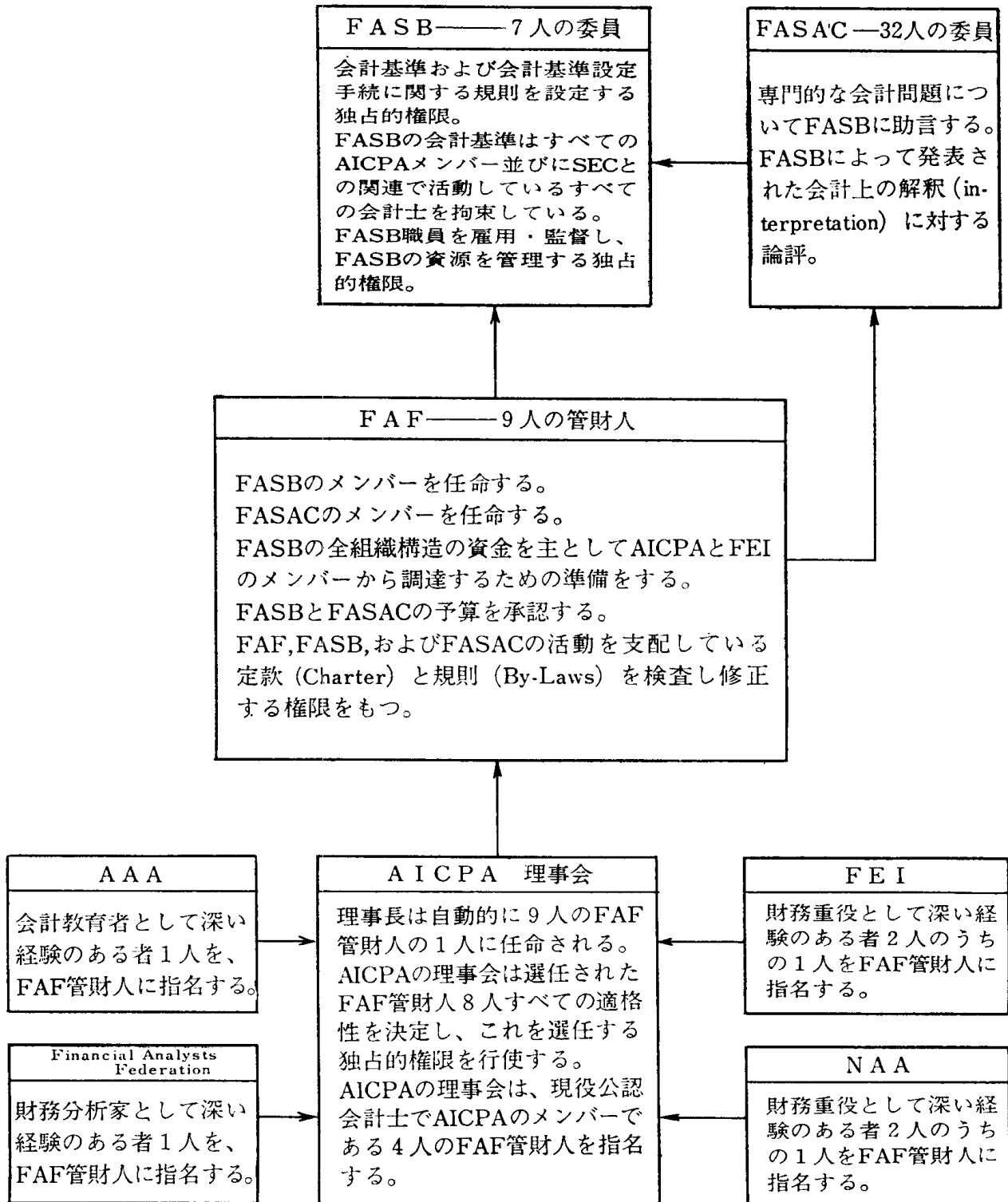
22) メッカーフ・リポート、p. 136.

23) メッカーフ・リポート、p. 144.

24) 第 1 図はメッカーフ・リポート、p. 137の Chart 3 である。

25) メッカーフ・リポート、p. 139 参照。これは FASB によって示されたもの(メッカーフ・リポート、pp. 1224-25) から引用されたものである。また、より詳しくは、メッカーフ・リポート、p. 1377 に収録されている FAF, By-Laws, Chapter A, Article I-A, Section 1 参照。

第1図 FASB の組織構造



- ② FASAC のメンバーを任命する。
- ③ 組織の資金調達を準備する。
- ④ FAF の予算を作成し管理する。
- ⑤ FASB の委員長によって作成・提出された FASB と FASAC の年次予算を承認する。
- ⑥ FAF の規則ならびに財務会計・報告の基準を樹立・改善するための基礎的機構を定期的に検査する。

FAF は 9 人の管財人によって統括されるが、管財人になる資格については具体的な指示がなされている²⁶⁾。すなわち、AICPA の理事会 (Board of Directors) の長たる者は自動的に FAF 管財人の 1 人になる。他の 8 人は AICPA の理事会によって選任されるが、そのうち 4 人は AICPA の会員たる公認会計士でなければならず、また残る 4 人は AICPA 以外の 4 つのスポンサー集団のそれぞれから指名された有資格者でなければならないのである²⁷⁾。メッカーフ・リポートは、こうした点から、FAF が AICPA によって支配されているとするのである。

次に、FASB の権限については第 1 図にも記されているので省略し、そのメンバー構成をみることにする。FASB は 7 人のメンバーから構成され、そのうち 4 人は公認会計士でなければならない²⁸⁾。メッカーフ・リポートはそれまでに FASB のメンバーに任命された者はすべて 5 つのスポンサー集団の一つ (または二つ以上) のメンバーであったと指摘する²⁹⁾。

また FASB のメンバーが高額の報酬を保証されている点についても、メッカーフ・リポートは次のごとく批判している。「FASB のメンバーに支払われる高水準の報酬は、FASB のスポンサーたる私的利害関係集団に対する彼

26) 具体的には FAF, By-Laws, Chapter A, Article I-A, Section 2~4 (メッカーフ・リポート、pp. 1377-79 に収録) 参照。

27) メッカーフ・リポート、pp. 139-40。

28) FAF, By-Laws, Chapter A, Article II-A, Section 2 (メッカーフ・リポート、p. 1381 に収録) 参照。

29) メッカーフ・リポート、p. 143。また詳しくは p. 1263 参照。

らの従属性を実際に増大せしめているものとみることができる」³⁰⁾。

FASB の委員長の最も重要な権限の一つに、特定のプロジェクトに関するタスク・フォースのメンバーの任命がある³¹⁾。タスク・フォースは多くの場合、特定の会計問題に関する FASB の立場を決定することになるので、メンバーの任命は FASB にとって極めて重要な意味をもつといえる。メッカーフ・リポートはタスク・フォースのメンバーに偏りがあり、「小企業・消費者団体・公共利害関係集団からの代表者がいない」³²⁾ と批判している。いま、一例としてセグメント・リポーティングに関する FASB ステイトメント第14号のタスク・フォースのメンバーとその所属機関をメッカーフ・リポートにもとづいて示すと第2表のようになる³³⁾。

かくして、メッカーフ・リポートは FASB について批判的見解を述べることになる。「FASB のスポンサーである5つの私的利害関係集団の見解は、FASB の意思決定段階と作業段階のいずれにも反映されている。FASB はその多大の財政的援助、任命・再任、および十分な報酬を支払われるメンバーの継続的承認に関して、FAF を通じ、そのスポンサーに従属している。5つのスポンサー集団による相当額の自発的な財政上・組織上の支援なしには、FASB は存続することもできないのである」³⁴⁾。

さて次に FASAC についてであるが、その任務は第1図に示されているごとくである³⁵⁾。メッカーフ・リポートによれば、FASAC は FASB にとってはその活動に関して論評を受ける一つの源泉にすぎないが、FASB の活動の一

30) メッカーフ・リポート、p. 144.

31) FAF, By-Laws, Chapter A, Article II-A, Section 11 (メッカーフ・リポート、p. 1385 収録) 参照。

32) メッカーフ・リポート、p. 145.

33) タスク・フォースのメンバーに関して FASB が作成した資料は、メッカーフ・リポート、pp. 1303—11 に収録されている。ここに掲げる第2表は、上記資料とメッカーフ・リポート、p. 1425 に示されているメッカーフ小委員会作成資料から合成したものである。

34) メッカーフ・リポート、p. 146.

35) より詳しくは、FAF, By-Laws, Chapter A, Article III-A, Section 2 (メッカーフ・リポート、pp. 1386—87 収録) を参照のこと。

第2表 FASB ステイトメント第14号にかかるタスク・フォースの構成

氏名	所属機関
William J. Badecker	# Hurdman and Cranstour
Alan W. Drew	† Peabody Galion Corporation (PMM)
William C. Foster	New York University
J. Spencer Gould	* Arthur Young & Company
Stanley M. Hunt	† General Mills, Inc. (PMM)
Edward R. Marshall	† Honeywell, Inc. (HS)
Maurice H. Mayo	† General Electric Company (PMM)
Robert E. Murray	† Eastman Kodak Company (PW)
William C. Norby	Duff, Anderson & Clark
Russell Parker	Federal Trade Commission
Louis A. Peloubet	† Textron, Inc. (AY)
Charles W. Plum	† The Standard Oil Company of Ohio (EE)
Alfred Rappaport	Northwestern University
Robert Rennie	* Touche Ross & Co.
Frank C. Roberts	† Eaton Corporation (EE)
Gordon Shillinglaw	Columbia University

(記号説明) * はビッグ・エイト会計事務所、† は FASB に拠出している会社、そして # はビッグ・エイトに続く7大会計事務所を表わす。また企業名の後の()内は、当該企業の監査を担当しているビッグ・エイト会計事務所を示している。

部として5つのスポンサー集団によって構成されている点で重要であるとされるのである。FASACのメンバーは、FAFの管財委員会(Board of Trustees)の判断により財務報告の問題点と影響について十分な知識を有する20名以上のメンバーで構成されるものとされ、また特定の職業に支配されることなく種々の専門や職業を代表することとされる³⁶⁾。しかしメッカーフ・リポートによれば、32名のFASACのメンバーの多くは大会計事務所、大投資会社、大法律事務所、大企業から選ばれており、FASBの発表によって影響を受ける他の利害関係者——小投資家、小企業者、消費者、公共的利害関係団体——からは、

36) FAF, By-Laws, Chapter A, Article III-A, Section 1 (メッカーフ・リポート、p. 1386収録) 参照。

FASB に助言するだけの FASAC にさえも代表が選ばれていないとされるのである³⁷⁾。

Ⅲ FASB による立場表明——メッカーフ・リポートへの反論

前節においてみたように、メッカーフ・リポートは FASB 体制に批判を加え、さらには連邦政府による会計基準の設定を勧告したのである。そこで、プライベート・セクターによる会計基準の設定を正当に主張するためには、FASB は少なくとも(1)それが独立した客観的機関であり、スポンサー集団の影響を受けていないことを明らかにし、(2)大衆参加が効果的に機能していることを示し、(3)会計代替案に関するメッカーフ・リポートの批判に回答を与えなければならないこととなる。

この点については、1977年4月21日の公聴会において、当時の FASB のアームストロング会長が証言³⁸⁾をしたのに加え、文書としては FAF・FASB の立場を表明した *Statement of Position on Study Entitled, "The Accounting Establishment"*³⁹⁾ (以下『表明』と呼ぶ) においてメッカーフ・リポートへの反論がなされている。この『表明』は、1977年4月14日に発行され、『公聴会記録』に収録されている。また、『表明』は、FAF の機構委員会 (Structure Committee) が FASB の改革を提言して1977年4月に提出した報告書 *The Structure of Establishing Financial Accounting Standards*⁴⁰⁾ (以下『FAF 機構委員会報告書』と呼ぶ) の勧告内容をも反論の基礎としており、注目されるのである。

37) メッカーフ・リポート、p. 147参照。

38) アームストロング会長の証言は『公聴会記録』pp. 173—180 に収録されている。

39) Financial Accounting Foundation, Financial Accounting Standards Board, *Statement of Position on Study Entitled, "The Accounting Establishment"* (April 1977). (以下『表明』と呼ぶ。)

40) The Structure Committee, The Financial Accounting Foundation, *The Structure of Establishing Financial Accounting Standards, Report of the Structure Committee, The Financial Accounting Foundation* (April 1977). (以下『FAF 機構委員会報告書』と呼ぶ。)

以下、本節では、メッカーフ・レポートに対する『表明』の反論を紹介することにより、前節に続いて会計上の社会的選択問題の本質理解の基礎とするものである。

1. FASB の独立性と客観性

『表明』は、会計基準設定プロセスにおいて FASB が独立性と客観性を保っていることを示すために、① FASB の機構、② FASB の提案に対する各界の反応、③ FASB の資金調達等について論述することになる。

最初に、FASB の機構については、AICPA の理事会が FAF の管財人の選任と特定の場合における解任以外には、いかなる権力をも有しないことが指摘される。同様に、財務会計と報告の基準に関しては、すべての権限が FASB に委譲されており、FAF の権限は FASB と FASAC のメンバーの任命・特定の場合の解任および会計基準の樹立のための基本構造の定期的検討⁴¹⁾に限られていることが指摘される。また FASB 全体の機構に関しては、例えば FAF の管財人は FASB・FASAC のタスク・フォース等のメンバーに同時に就任することができない等の制限条項が多く設けられており、FASB はいかなる圧力や影響からも自由であるとされるのである⁴²⁾。加えて『FAF 機構委員会報告書』において、FAF の管財人に財務諸表利用者の代表を加えるよう考慮すべきことや、AICPA の理事会にかわってスポンサー集団が等しく投票権をもつ形態で FAF の管財人の選任にあたるべきことが提言されている点、さらには FASB の 7 人のメンバーのうち 4 人が現役公認会計士でなければならないという要件を排除することが勧告されている点に言及しながら、『表明』は FASB が従来も、また今後も、独立した客観的存在であることを主張するのである⁴³⁾。

41) 『FAF 機構委員会報告書』は、この定期的検討の結果として提出されたものにほかならない。

42) 『表明』p. 11 (『公聴会記録』p. 194収録) 参照。

43) 『表明』p. 12 (『公聴会記録』p. 195収録) 参照。また『FAF 機構委員会報告書』特に pp. 45—53 参照。

第2に、『表明』は、大企業の利害のために AICPA ならびにスポンサー集団が FAF と FASB を支配しているとするメッカーフ・リポートに反論するために、それまでに公表された FASB ステイトメントのうち最も重要な8つのステイトメント（第2・5・7・8・9・12・13・14の各号）の公開草案に対する各界の反応を分析し紹介する⁴⁴⁾。分析の対象となった見解を寄せた団体や個人は次のカテゴリーに分けられている。

- ① FAF のスポンサー集団
- ② 上位15位までの大会計事務所
- ③ 学者全員
- ④ *Fortune* 誌に掲げられた1975年の製造会社のうち上位500社
- ⑤ 商業銀行、生命保険業、多角的金融業、小売業、運輸業、公益事業の各々の上位50社

ここで、上記カテゴリーのうち学者以外はメッカーフ・リポートが FASB を支配するものとして批判するスポンサー集団と大企業、そしてその監査を担当する大会計事務所であることに注意しておかなければならない。そして『表明』によれば、分析の対象となった諸項目に関する利害関係集団の反応と FASB ステイトメントの内容との間には、次のような一般的関係が認められるのである⁴⁵⁾。

- ① 大企業によって示された見解は19項目に関して12項目が FASB によって拒否された。
- ② 財務諸表の作成者である企業の財務・経理担当重役の見解を代表するスポンサー集団も、FASB に対してあまり影響力をもっていない。すなわち、FEI は10項目のうち6項目が FASB と反対であり、また NAA はその立場を表明した5項目全部に関して FASB と反対である。
- ③ これに対し、財務諸表の利用者の見解を代表する **Financial Analysts**

44) その詳細は『表明』の Exhibit B (『公聴会記録』 pp. 247—79に収録) に示されている。

45) 『表明』 p. 13 (『公聴会記録』 p. 196に収録) 参照。

Federation は、その立場を表明した15項目全部について **FASB** を支持した。

- ④ 財務諸表の作成者と利用者の間にいる **AICPA** と主要会計事務所についてみると、**AICPA** は8項目に賛成、4項目に反対であり、主要会計事務所は9項目に賛成、6項目に反対である。
- ⑤ 会計事務所がその顧客によって「支配」ないし「統制」されているかどうかをみるために、会計事務所とその顧客の反応の一致の程度をみると、一致したもの43、不一致であるもの42であり、支配・統制に関するメッカーフ・レポートの主張は支持されない。

この関係をさらに具体的に示すため、セグリメント・リポーティングに関する **FASB** ステイトメント第14号に対する各界の反応の一覧表(第3表)を次に転載する⁴⁶⁾。ここではその詳細に言及しないが⁴⁷⁾、前節に示したタスク・フォースのメンバー構成とともに、メッカーフ・レポートと『表明』との論争について示唆を与えるであろう。

以上のように『表明』は、公開草案に対して各界が示した見解と **FASB** の見解との関係を論じることによりメッカーフ・レポートの批判に反論し、結論的に次のように述べる。「論評の分析は精確な科学ではなく、また反応の分析や分類に必然的に判断を伴うものであるが、**FAF** ならびに **FASB** は、いかなる者も **FASB** を『支配』したり『統制』したりしないこと、また **FASB** の決定が独立して客観的になされ、かつ多数の相反する見解を受理し、これを考慮した後にのみなされることを、この分析の結果が結論的に示していると信ずるものである」⁴⁸⁾。

第3に、ビッグ・エイト会計事務所とその顧客たる大企業が、資金調達を通して **FASB** を支配しているとするメッカーフ・レポートの批判に対する『表明』の弁明を簡単にみておく。『表明』によれば、**FAF** は当初(1977年まで

46) 『表明』 p. B-33 (『公聴会記録』 p. 279収録) の表である。

47) 詳しい分析は『表明』 pp. B-30—B-32 (『公聴会記録』 pp. 276—78収録) 参照。

48) 『表明』 p. 15 (『公聴会記録』 p. 198収録)。

第3表 FASB ステイトメント第14号に対する各界の反応

全般的	1		2		3		4		5			
	年次財務諸表でのセグメント情報の要求		中間財務諸表でのセグメント情報の要求		小企業への適用除外		セグメント別の資産情報開示		主要顧客別の情報開示			
	賛成	反対	Yes	No	Yes	No	Yes	No	Yes	No		
FASB公開草案			●	—	●	—	—	●	●	—	●	—
FASBステイトメント			●	—	●(a)	—	—	●	●	—	●	—
スポンサー組織(b)												
AAA	●	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—
AICPA	—	—	—	—	—	—	●	—	●	—	—	—
Analysts Federation	●	—	●	—	●	—	—	●	—	●	—	—
FEI	●	—	—	●	—	●	—	—	●	—	●	—
NAA	●	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—
学者	5	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0
主要会計事務所	7	2	0	5	0	5	8	1	1	3	6	0
企業	37	42	2	49	1	38	3	1	15	25	23	14
分析された回答合計	52	44	3	57	2	44	12	3	19	30	32	14
主要会計事務所とそのクライアント												
Alexander Grant & Company	—	●	—	●	—	●	●	—	—	—	—	—
そのクライアント	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
Arthur Andersen & Co.	●	—	—	—	—	—	—	—	●	—	●	—
そのクライアント	7	4	0	7	0	5	0	0	5	3	2	4
Arthur Young & Company	●	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—
そのクライアント	2	2	0	3	0	5	0	1	2	2	2	0
Coopers & Lybrand												
そのクライアント	4	7	0	6	0	3	0	0	1	1	2	2
Ernst & Ernst	—	●	—	—	—	—	●	—	—	●	●	—
そのクライアント	3	8	1	8	0	4	2	0	3	4	3	3
Haskins & Sells	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—
そのクライアント	4	6	0	7	1	5	0	0	0	6	3	2
Hurdman and Cranstoun	●	—	—	—	—	●	●	—	—	—	●	—
そのクライアント	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
J.K.Lasser & Co.	●	—	—	●	—	●	●	—	—	●	●	—
そのクライアント(回答なし)												
Main Lafrentz & Co. (回答なし)												
そのクライアント	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
Peat,Marwick,Mitchell & Co.	●	—	—	—	—	—	●	—	—	●	—	—
そのクライアント	5	7	0	6	0	7	1	0	2	3	4	0
Price Waterhouse & Co. (回答なし)												
そのクライアント	10	7	0	10	0	7	0	0	2	4	5	2
Seidman & Seidman	●	—	—	●	—	●	●	—	—	—	●	—
そのクライアント(回答なし)												
Touche,Ross & Co.	—	—	—	●	—	●	—	●	—	—	—	—
そのクライアント	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0

(a) 公開草案での立場は最終的なFASBステイトメントでは修正された。

(b) これらの手紙による論評の立場について「スポンサー組織」と指示したのは便宜上のためだけである。これらの立場はこのExhibitの序文に記したように、各々の組織の回答委員会の多数の見解であり、序文に記されている場合を除き、組織としての見解を表わすものではなく、またその会員の見解を表わすものでもない。

の5年間)は実際上の必要から会計士業界から相対的に多額の資金援助を受けているが、その他にも出版物等による収入もあり、また産業界から小口の寄付も広範に受けている⁴⁹⁾。さらに FAF が資金調達に関して大衆支持層を拡大していく方針であること、とりわけ 1978 年以降については、FASB の年間運営費の 1%以上の金額を単一の個人や企業が寄付することはなくなることを『表明』は指摘する⁵⁰⁾。このことにより、『表明』は資金調達による支配がないことを強調するのである。また FASB のメンバーの報酬が高額であるがゆえにかえって FAF と妥協するというメッカーフ・リポートの批判に対して『表明』は、メッカーフ・リポートのかかる批判には根拠がないとし、FAF の規則で管財人が予算の権限を用いて FASB の活動に干渉したり影響を及ぼしたりすることが禁じられている点を指摘しているのである⁵¹⁾。

以上のように、『表明』は、FASB の機構、FASB ステイトメントに対する各界の反応、資金調達等⁵²⁾の側面から、FASB が独立性と客観性をもつ機関であることを主張し、メッカーフ・リポートに反論するのである。

2. 基準設定プロセスへの大衆の参加

会計基準設定への大衆参加が事実上欠如しているというメッカーフ・リポートの批判に対しても、『表明』は基準設定に至る手続を説明しながら反論する。『表明』によると、FASB ステイトメントは、少なくとも 30 日以上大衆に対して公開しなければ発行されない。また「解釈」(Interpretation)は、予め一般に公開するか、FASAC のメンバーに少なくとも 15 日間公開して論評を求めてから発行される。そして、FASB が不要と判断する場合以外は、どのステイトメントも公聴会にかけられなければならない。この公聴会には誰でも参加できる。また FASB はディスカッション・メモランダムを 27,000 以上、公

49) 『表明』 pp. 15—16 (『公聴会記録』 pp. 198—99 収録) 参照。

50) 『表明』 p. 16 (『公聴会記録』 p. 199 収録) 参照。

51) 『表明』 p. 17 (『公聴会記録』 p. 200 収録) 参照。

52) 『表明』はまた、FASB の職員についても論じている。これについては『表明』 pp. 17—21 (『公聴会記録』 pp. 200—204 収録) 参照。

開草案を 37,000 以上、各々のステイトメントを 100,000 以上、各々の解釈を 90,000 以上配布しており、ディスカッション・メモランダム、公開草案は要望により誰にでも無料で配布されるのである。加えて、誰でも書く労をいとわなければ、公開草案に論評を加えることができ、論評は FASB メンバーによって考慮されるのである⁵³⁾。

『表明』はまた、基準設定への大衆参加を最大化するために FASB の手続規則が次のことを速かに公表することを要求している点に言及する⁵⁴⁾。

- ① 議案に加えられた計画
- ② 計画されている議案の優先順位
- ③ 計画のうち各々の重要な局面の完了部分
- ④ ディスカッション・メモランダム・背景その他の資料の入手可能性
- ⑤ 公聴会の告示
- ⑥ 公開草案の発行と入手可能性
- ⑦ 公聴会記録の入手可能性
- ⑧ ステイトメントと解釈の発行と入手可能性

さらに『表明』は、FASB 手続規則が公的記録を大衆の視察のために FASB の事務所に備置しておくことを要求している点にも言及する。これらの公的記録の中には、次の資料が含まれているのである⁵⁵⁾。

- ① 公聴会のための文書による研究データおよび背景その他の資料
- ② FASB の手続きのあらゆる段階で提出された文書によるすべての論評とポジション・ペーパー（秘密にすべき統計データと関連説明文を除く）
- ③ 提案されたステイトメントと解釈に対する FASAC メンバーの文書による論評
- ④ FAF、FASB、FASAC のすべての会合の詳細
- ⑤ 公聴会記録

53) 『表明』 p. 22 (『公聴会記録』 p. 205 収録) 参照。

54) 『表明』 p. 23 (『公聴会記録』 p. 206 収録) 参照。

55) 『表明』 p. 23 (『公聴会記録』 p. 206 収録) 参照。

- ⑥ ステイトメントと解釈の発行に関する FASB メンバーによる投票（反対意見を含む）

3. 会計代替案の分類

次に、FASB が多様な会計代替案の存在を認めているとするメッカーフ・リポートの批判に対しても、『表明』は次のごとく反論する⁵⁶⁾。すなわち、『表明』によれば、メッカーフ・リポートは会計代替案の存在する理由を解明しようと試みていないし、またメッカーフ・リポートがその主張の根拠として引用した資料（第1表）は1965年のもの⁵⁷⁾で、APB や FASB によるその後12年間の進歩を反映していない。その上、1965年の原資料でさえ異なる取引を反映するのに必要な代替案を区別しているのに、メッカーフ・リポートにおいてはその努力すらなされていないのである。そこで『表明』は、メッカーフ・リポートに示された42の代替案を改めて次の第4表のように分類する⁵⁸⁾。

かくして『表明』は次のように述べることになる。「メッカーフ・リポート

第4表 FASB による会計代替案の再分類

- 14——明らかに異なる状況および適切な実務を決定するための認められた基準が存在するような状況にあてはまる。あるいは、全く異なる取引にあてはまる。
- 4 ——排除された。
- 1 ——今では唯一の実務となっている。
- 1 ——これは会計方法でない。
- 10——財務諸表上、実質的な影響をもたない項目に関連している。
- 2 ——稀であり、消滅していつている。
- 10——代替案といえる実務である。

42

56) 『表明』p. 31 (『公聴会記録』p. 214 収録) 参照。

57) Paul Grady, *Inventory of Generally Accepted Accounting Principles for Business Enterprises*, Accounting Research Study No. 7 (New York: AICPA, 1965), Chapter 10. ブリロフがこれを第1表としてまとめ、さらにこれをメッカーフ・リポートが引用したのである。

58) 『表明』p. 32 (『公聴会記録』p. 215 収録)。なお、その詳論は『表明』Exhibit E (『公聴会記録』pp. 306—313収録) において与えられている。

に掲げられた42の『代替案』のうち、30は代替案でないか若しくは財務諸表に対する影響が重要でないものである。……代替案といえる10の実務のうち、2は現在 FASB が採掘産業計画において研究中である」⁵⁹⁾。

以上の各点に加えて、基準設定プロセスへの SEC の参加に関し、『表明』はメッカーフ・リポートに反論する。会計連続通牒第4号と第150号により SEC が会社基準設定にかかるその権限を私的利害関係者に委譲してしまったという批判をメッカーフ・リポートが行ったことは既にみたとおりである。しかし『表明』によれば、SEC は権限を委譲したのではなく、投資家保護のために必要にして適切であり、反対する理由のない会計基準のみを権威あるものとして受容するのであり、事実これまでも、SEC がより望ましいと考える場合にはその権限をしばしば行使してきたのである⁶⁰⁾。そして、基準設定プロセスへの SEC の参加は、FASB の他の諸手続とともに、大衆の利害に奉仕し財務諸表利用者のニーズに応えるものであるとするのである⁶¹⁾。

こうして『表明』は、メッカーフ小委員会に対し、FASB を基準設定機関とする現在の機構が大衆と政府の利益のために持続的進歩と改善された財務会計・報告を最もよく保証するものであることを認めるよう要請し、かつ、連邦政府が直接に財務会計基準を設定することを勧めたその勧告を取り消すよう要求しているのである^{62) 63)}。

IV 会計上の社会的選択の本質と課題

前2節においてわれわれは、メッカーフ・リポートの FASB 批判とそれに対する『表明』の反論をみた。われわれは、そこでの議論が、利害関係者の情

59) 『表明』p. 32 (『公聴会記録』p. 215 収録)。なお引用文中「メッカーフ・リポート」の部分は原文では“Study”とされている。

60) 『表明』p. 36 (『公聴会記録』p. 219 収録) 参照。

61) 『表明』p. 44 (『公聴会記録』p. 227 収録) 参照。

62) 『表明』p. 44 (『公聴会記録』p. 227 収録) 参照。

63) メッカーフ小委員会は、当面、プライベート・セクター内におくことに同意した修正勧告書を提出した。詳しくは *Journal of Accountancy* (January 1978), pp. 88—96 参照。また *Journal of Accountancy* (May 1978), p. 3 参照。

報要求そのものよりも利害関係者の政治的な力関係を中心に展開されていることに注目しなければならないと考えるものである。すなわち、会計基準の設定をめぐるプライベート・セクター対パブリック・セクターの論争は、具体的には政治力学の問題をその内容として展開されているのであり、かかる政治力学的特性こそが会計上の社会的選択問題の本質をなすといわなければならないのである。

もっとも、こうした認識は、会計学研究上、支配的であるとはいえないまでも、必ずしも新しい指摘であるわけではない。例えば、ホーングレン (Charles T. Horngren) は次のように述べる。「私の仮説は会計基準の設定が完璧な論理や実証的発見の産物であると同様に、政治的行為の産物であるというものである。なぜか。それは、基準設定が社会的意思決定だからである」⁶⁴⁾。またスターリング (Robert R. Sterling) も次のように述べている。「多くの人々が、なぜ一組の会計原則について合意するのが困難であるのかを不思議に思ってきた。なぜ、われわれが十分に明確な理論や原則を樹立するという意味において会計を改善しえないのかを、彼らは理解できないのである。……この問いを論理的に検討しても答を得ることはできないであろう。しかしながら、社会論理的検討——すなわち権力構造の検討——が答を与えるであろう」⁶⁵⁾。

以上において明らかなように、会計上の社会的選択問題は、単に情報利用者の情報要求を解明しようとする純粹研究のみで解決されるのではなく⁶⁶⁾、政治力学的考察をも必要とするのである。ところが、従来、こうした角度からの研究はほとんどなされていない。1977年に AAA 外部財務報告書の概念と基準

64) Charles T. Horngren, "The Marketing of Accounting Standards," in *Institutional Issues in Public Accounting*, ed. Robert R. Sterling (Lawrens, Kansas: Scholars Book Co., 1974), p. 291.

65) Robert R. Sterling, "Accounting Power," *Journal of Accountancy* (January 1973), p. 65.

66) このことは、また APB (会計原則審議会) の経験に照らしても明らかである。この点については John C. Burton, "Some General and Specific Thoughts on the Accounting Environment," *Journal of Accountancy* (October 1973), pp. 40—46 参照。

に関する委員会が発表した報告書 *Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance* (SATTA) は、かかる研究の必要性を認め、次のように述べている。「……外部報告の理論は一般に認識されているよりも広い範囲をもつ。過去においては、理論の領域は基本的測定に関する論争、利用者の情報要求の性質、認知プロセスの特性、その他の類似問題に限定されると考えられてきた。政策決定がなされる制度的フレームワークは、通常、所与のものとして受け取られてきたのである。しかしながら、本委員会報告書は制度的機構とこの機構が運営される手続きとは、それ自体が外部報告理論の一部であることを強調する。……今日のところ、会計政策情報、投票戦略、『真の』選好を引き出すための手段その他の類似した問題に関する社会政策的プロセスは、外部報告問題に広く適用されていない。しかしながら……軽視されてはいるが、これらもまた研究の注目に値する外部報告理論の正当な要素なのである」⁶⁷⁾。ホーングレンもまたかかる研究領域の今後の研究意義を認めて次のように指摘している。「1960年代ならびに1970年代初期には会計学者は数量的方法と行動科学に大いに依存してきた。私は、1970年代が民主的社会で会計上の権力を行使するための最適方法に注目することを期待する。組織・政治行動・社会変化そして社会的選択に関する文献が、これまでわれわれが認めてきた以上に会計基準の展開に密接に関連してくるであろう」⁶⁸⁾。

そこでわれわれは、最初に言及したセンの分類方法を手掛りとして、会計上の社会的選択問題の研究課題の位置づけを試みておきたい。

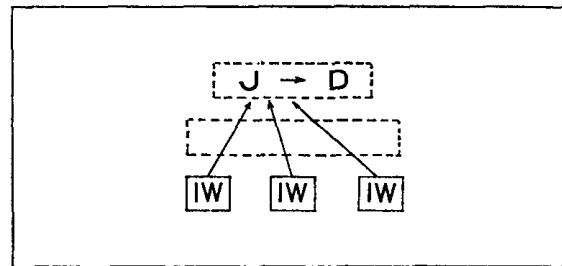
センの分類方法によれば、FASB による基準設定プロセスは「委員会決定」にほかならず、それはアグリゲーションの4類型のうち JD に属することになる。ところが本稿で明らかにしたように、FASB の基準設定プロセスを単に JD として捉えることは必ずしも適切であるとはいえない。この場合、FASB に

67) AAA Committee on Concepts and Standards for External Financial Reports, *Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance* (American Accounting Association, 1977), pp. 49—50.

68) Charles T. Horngren, *op. cit.*, p. 301.

よる JD は多くの利害関係者の IW に直接影響を及ぼすものであり、またそれ故に異なる IW を十分考慮にいれてなされる JD でなければならないのである。いま、この関係を図示したのが第2図である。

第2図 会計上の社会的選択



第2図に示されるように、会計上の社会的選択に関しては、点線で囲んだ2つの領域がその研究領域として重要である。まず、JD に関する研究であるが、これは従来、IW の力関係を考慮することなく、主として論理的展開が試みられてきた部分であり、アローの社会的選択理論にもとづく諸研究もその一例といえる。しかし、この部分の研究だけで現実の社会的選択問題を解明することはできない。むしろ、第2図で矢印を点線で囲んだ部分、すなわち、異なる利害関係が社会的決定に反映されるプロセスの解明こそが、今後の会計上の社会的選択問題にとって重要である。これには当然、政治力学的分析が内包されなければならない。また、これを数量化するモデルの開発も有益である。本稿でみたようなメッカーフ・リポートと FASB の論争を合理的に評価する手法をわれわれはもたないからである。また、規範的観点から、異なる IW のうちのいずれが会計基準の設定に際して重視されるべきかの指針を提供するものとして「財務報告の目的」に関する概念的枠組を提示することも重要な研究課題として認められるのである。

V 結 び

本稿では、アメリカで財務会計基準の設定を現実に行っている FASB に対するメッカーフ・リポートの批判と、これに対する FASB の反論の内容を紹介

介することにより、会計上の社会的選択問題の本質が各利害関係者の利害を反映する政治力学の問題に他ならないことを明らかにした。また従来、会計学においては、かかる観点からする理論的究明がなされていないことに言及し、研究の必要性を指摘したのである。

もとより、会計上の社会的選択問題は、それ自体が新しい研究領域として認識されはじめたばかりであるから、その解明はすべて今後の研究にまたねばならないわけであるが、とりわけ本稿では、従来、理論的に考慮されることのなかった政治力学的側面を明示的に分析に組み入れながら、概念的・数量的な分析手法を展開することの重要性を強調した。

かかる研究は、情報基準的研究・行動主義的研究・効率的市場研究等と補完しあいながら、会計代替案選択問題という外部情報会計研究上の重要課題の解明に貢献するものとして、重要な意義をもつものと考えられるのである。

(筆者は関西学院大学商学部助教授・簿記担当)